

第14回成田市農業委員会総会議事録

令和6年8月8日

成 田 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年8月8日(木)
午後1時30分から午後3時5分

2. 開催場所 市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

1番	木村知子	10番	森川光江
2番	大竹卓	11番	矢崎光二
3番	宮城敏彦	12番	萩原孝次
4番	田中敏雄	13番	小川美智子
5番	浅井弘一	15番	宇井甲司郎
6番	京相稔	16番	泉水厚子
7番	加藤茂	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介

5. 欠席委員 14番 諏訪恵昨

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年8月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事 務 局 長	井 上 裕 二
主幹兼農地係長	酒 井 宏 幸
振 興 係 長	鎌 形 清 人
主 査	青 柳 紀 生
副 主 査	渡 邊 里 美

8. 傍聴人

なし

○議長（矢崎職務代理） 本日は、諏訪会長が欠席しておりますので、出席委員は18名です。

なお、会長欠席のため本総会につきましては、会長職務代理者である私が、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様よろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第14回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、7月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。
次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、10番 森川光江委員、12番 萩原孝次委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月）について

報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 あっせんの結果について
報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について
報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。6件の申請がございました。

1番、久米にお住まいの譲受人が、山之作にお住まいの譲渡人が所有する、久米の田1筆、909㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、

「自宅近くで、耕作に便利な申請地を取得したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、久米にお住まいの譲受人が、同じく久米にお住まいの譲渡人が所有する、久米の田2筆、合計2,728㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「経営規模を縮小したい。」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、山之作にお住まいの譲受人が、久米にお住まいの譲渡人が所有する、東金山の田2筆、合計1,722.76㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「経営規模を縮小したい。」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4番、印旛郡栄町にお住まいの譲受人が、同じく印旛郡栄町にお住まいの譲渡人が所有する、大竹の田2筆、合計6,000㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、現在耕作中の農地に近い申請地を取得したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者もおらず農作業も困難なため、申請地を譲渡したい。」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、高岡にお住まいの譲受人が、猿山にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の畑1筆、129㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「現在耕作中の農地に隣接する申請地を取得したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「申請地が狭く、耕作が困難なため、隣接地を耕作している譲受人に譲渡したい。」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6番、譲受人である三里塚光ケ丘の法人が、山口及び香取市にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田2筆、合計1,318㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したが、耕作できないため譲渡したい。」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、香取市にお住まいの受贈者が、同じく香取市にお住まいの贈与者が所有する、南敷の田1筆、及び横山の田1筆、並びに横山の畑1筆、合計5,566㎡を贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は、「高齢の父に代わり、農地の維持管理等、事業継承をするため受贈する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「高齢で耕作が困難のため、子に贈与する」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

以上で、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田1筆を取得し、畑に整地後ブルーベリー、桃、柿、みかんを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、現況：田1筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の6番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田2筆を取得し、早生桐を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番及び2番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る8月5日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。

農業委員5名、農地利用最適化推進委員4名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申請案件並びに、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、久米共同利用施設の西、市道山之作取香線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、久米共同利用施設の西、市道山之作取香線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番及び2番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。それでは、①売買の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、東金山共同利用施設の東、市道東金山野毛平線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の４番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の４番につきましては、申請地は、浅間下公民館の南西、市道大竹４号線の南西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の４番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の４番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の４番は可決されました。続きまして、①売買の５番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の５番につきましては、申請地は、下総支所の南、県道江戸崎下総線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の５番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の５番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の５番は可決されました。続きまして、①売買の６番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の６番につきましては、申請地は、八生小学校の南東、市道ニュータウン中央線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の６番に関するご意見・ご質問を

お願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田2筆、畑1筆を取得し、田では水稻を、畑では甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長 の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②贈与の1番につきましては、申請地は、横山馬乗里地区農業集落排水処理施設の北、市道伊能茂ノ木線の北側及び横山馬乗里地区農業集落排水処理施設の南西、市道伊能新木戸線の西側に位置する農地で、田及び畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 事務局に確認です。贈与については、前回の総会で税金に関する質問が出たと思いますが、今回は農地に関する課税についての説明資料が添付されていますが、この案件についても、受付時に説明がされているのでしょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 成田市に所有している農地の他に、香取市や多古町にも農地を所有しており、他市の状況までは把握しておりませんので、受付時に税金についての説明はしておりません。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 挙手多数でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

加良部にお住まいの申請人が、本三里塚の畑3筆、合計615.75㎡を「長屋住宅用地」として転用したいという申請でございます。

総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、長屋住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、令和6年9月16日着手、令和7年6月16日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、開発許可申請書が7月26日付けで提出されております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内で浸透槽により貯留浸透し、オーバーフロー分は市道側溝に放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、大清水共同利用施設の南東、市道本三里塚宮下東3号線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の中で委員より、「現地調査をした際、碎石が敷かれていたようだが良いのか。」との質問があり、事務局からは、「事実関係を確認し、県と協議します。」との回答がありました。その後、事実関係を確認した結果、平成25年に駐車場及び進入路用地としての許可履歴がありました。

県の担当者からは、「過去に許可履歴があるが、地目変更をしないまま今に至り、新たな申請をすることは問題ない」との回答がありました。

また、別の委員から「17番12は雑種地のようだが申請に含まれるのか。」との質問があり、事務局からは、「農地以外は申請には含まれません。」との回答がありました。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 7 ページをお開き願います。

「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。全体で 13 件の申請がございました。

①売買でございます。新規の許可申請が 1 件、許可後の計画変更承認が 2 件、合計 3 件の申請がございました。

1 番、譲受人である八代の法人が、山武郡横芝光町にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畑 1 筆、590㎡を売買により取得し、「資材置場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料 10 ページに案内図、11 ページに公図の写しがございます。

許可後の契約変更承認の 2 番及び 3 番は、同一の譲受人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である並木町の法人が、大清水にお住まいの譲渡人が所有する、2 番は、大清水の畑 1 筆、5,638㎡を、3 番は、大清水の畑 1 筆、824㎡を売買により取得し、当初は特定建築条件付土地 29 区画の計画であったが、専用住宅用地 4 区画を事務所兼用住宅用地 1 区画へと計画変更し、特定建築条件付土地 26 区画に変更したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料 12 ページに案内図、13 ページに公図の写しがございます。

議案集 8 ページでございます。

②使用貸借権の設定でございます。新規の許可申請がなく、許可後の計画変更承認が 4 件ございました。許可後の契約変更承認の 4 件は、同一の借受人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

借受人である東京都中央区の法人が、1 番は、米野にお住まいの貸付人が所有する下福田の田 18 筆及び畑 9 筆、合計 31,546㎡に、2 番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑 1 筆、1,064㎡に、3 番は、宝田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑 1 筆、571㎡に、4 番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑 1 筆の一部、1,269㎡に使用貸借権を設定し、当初は、令和 6 年 10 月 1 日まで、埋蔵文化財発掘調査の計画であったが、令和 7 年 3 月 31 日まで工期を延長したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料 14 ページに案内図、15 ページに公図の写しがございます。

議案集 11 ページでございます。

③賃借権の設定でございます。新規の許可申請が 4 件、許可後の計画変更承認が 2 件、合計 6 件の申請がございました。

1 番、賃借人である千葉市美浜区の法人が、賃貸人である香取郡多古町にお住まいの賃貸人が所有する、大栄十余三の畑 1 筆、9 2 m²を借り受け、首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う工事用進入路用地として、令和 8 年 3 月 3 1 日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料 1 6 ページに案内図、1 7 ページに公図の写しがございます。

2 番から 4 番は、同一の賃借人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。賃借人である東京都葛飾区の法人が、2 番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑 1 筆の一部、1 7 7. 4 7 m²に、3 番は、馬乗里にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑 1 筆の一部、7 4. 2 6 m²に、4 番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑 1 筆の一部、1 7 5. 1 6 m²に賃借権を設定し、「農地造成工事等」として、令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで使用したいという申請でございます。総会資料 1 8 ページに案内図、1 9 ページに公図の写しがございます。

許可後の契約変更承認の 5 番及び 6 番につきまして、同一の譲受人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である千葉市美浜区の法人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、5 番は、吉岡の畑 3 筆の各一部、合計 8 5 3 m²に、6 番は、吉岡の畑 2 筆の各一部、合計 1 5 3 m²に賃借権を設定し、首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う一時転用期間を延長し、「仮設道路用地」として、令和 6 年 1 2 月 3 1 日まで使用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料 2 0 ページに案内図、2 1 ページに公図の写しがございます。

以上で、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第 5 条、①売買の 1 番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5 条①売買の 1 番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第 2 種農地に該当します。転用目的は、資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、令和 6 年 9 月 1 0 日着手、令和 6 年 9 月 3 0 日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥

当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号5条①売買の1番につきましては、申請地は、八生小学校の東、市道松崎中郷線の北側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、意義はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(田中委員の挙手あり)

○議長 田中委員

○田中委員 内務省というのはどういうことですか？

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 案内図・公図の11ページをご覧ください。田中委員のおっしゃった土地は「官有地」で、申請の登記が「内務省」になっている状態だと思います。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番及び3番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買、許可後の計画変更の2番及び3番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可でき

る例外規定に該当します。

計画変更の内容は、特定建築条件付土地 29 区画のうち、専用住宅用地 4 区画分を事務所兼用住宅用地 1 区画に計画変更し、特定建築条件付土地 26 区画とするものです。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、当初計画より 900 万円減額となり、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、現在申請の用途である特定建築条件付土地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和 4 年に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の 2 番及び 3 番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第 3 号 5 条①売買の 2 番及び 3 番、許可後の計画変更承認については、申請地は、大清水共同利用施設の南、市道大清水谷津口線を南東に入った農地で、現況は申請どおり特定建築条件付土地として使用されておりました。

審査の結果、意義はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第 5 条、①売買の 2 番及び 3 番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは、①売買の 2 番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第 5 条①売買の 2 番許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、①売買の 3 番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の3番許可後の計画変更承認は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番から4番、許可後の計画変更承認につきましても、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認の1番から4番です。

農地の区分は、第1種農地及び第2種農地に該当します。第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請では、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合は、例外的に許可できるとされています。

転用目的は、埋蔵文化財発掘調査用地です。計画変更の内容は、当初、想定の工事期間で申請しており、調整池工事期間、埋蔵文化財発掘調査期間が変更となったため、工期を令和6年10月1日から、令和7年3月31日まで延長するものです。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、当初計画と変更はなく、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性について、現在申請の用途である埋蔵文化財発掘調査用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和4年に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番から4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号 5条①使用貸借権の設定の1番から4番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、下福田区騒音地域集会所の西、市道下福田上福田線の西側に広がる農地で、現況は申請どおり埋蔵文化財発掘調査用地として使用されて

おりました。

審査の中で委員より、「埋蔵文化財が発見されたために期間を延長するのか？」との質問があり、事務局からは、「埋蔵文化財が発見されたとは聞いていない。当初は想定の工事期間で申請しているため変更が必要になったものである。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番から4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②使用貸借権の設定の1番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の3番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の4番、許可後の計画変更承認は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、第1種農地に該当します。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用で、その必要性も認められることから、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事用進入路用地です。

資力及び信用については、当該法人が発行する社債により資金を調達する計画で、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年10月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、自然浸透とする計画です。粉じんの発生対策として、適宜散水し養生します。隣接農地所有者・耕作者はいないため、営農への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号5条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、大栄十余三発電所の南西、市道谷三倉羊舎前線を南側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番から4番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお

願います。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の2番から4番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、農地造成工事、及び事務用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年9月1日着手、令和8年12月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、残土条例につきましては、令和6年7月2日付で特定事業事前協議済書が発行されており、近日中に特定事業許可申請書が提出される見込みです。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番から4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定の2番から4番につきましては、申請地は、大栄地区浄化処理施設の北東、市道官林前林線の東側に隣接する農地で、4番の農地については、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態であり、2番及び3番の農地造成を行う農地については、雑木が生い茂った傾斜地となっておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、③賃借権の設定の2番から4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③賃借権の設定の2番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の4番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の5番及び6番、許可後の計画変更承認につきましても、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の5番及び6番です。

農地の区分は、第1種農地に該当します。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められることから、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う仮設道路用地です。計画変更の内容は、関係機関が所有する電柱、電線の移設工事の遅延等により、工期を令和6年9月30日から、令和6年12月31日まで延長するものです。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、当初計画と

変更はなく、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、現在申請の用途である仮設道路用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和4年に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の5番及び6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ③賃借権の設定の5番から6番につきましては、申請地は、旧川上小学校の西、市道水の上新田線の北側に隣接する農地で、現況は申請どおり仮設道路用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、③賃借権の設定の5番及び6番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③賃借権の設定の5番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の5番、許可後の計画変更承認は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の6番、許可後の計画変更承認は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和6年度 第6次農用地 利用集積計画の決定については、報告第3号、あっせんの結果について、と関連がございますので、順序を変更し、先

に報告第3号、あっせんの結果について、を議題とします。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第3号、あっせんの結果について、を議題とします。あっせん委員より報告をお願いします。

(大竹 委員の挙手あり)

○議長 大竹 委員

○大竹委員 報告第3号、あっせん結果について、ご報告いたします。

4月の総会において、あっせんの実施について承認され、矢崎委員と私があっせん委員に指名された案件でございます。申出人は西大須賀にお住まいの方です。

申請土地は、西大須賀の田2筆、合計2,204㎡でございます。6名の相手方候補が挙げられました。

4月10日に順位1～4番の候補者の方にあっせんしたところ、買受けの意向はありませんでした。5月15日に順位5番の候補者の方にあっせんしたところ、自ら耕作する土地に隣接する1筆に関して、買受けの意向があり、双方合意の上、あっせんが成立しました。同日に順位6番の候補者の方にあっせんしたところ、買受けの意向はございませんでした。

以上のことから、あっせんが成立しました1筆につきまして、令和6年度第6次農用地利用集積計画において、所有権の移転を行う予定でございます。以上でございます。

○議長 ただ今の報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号 あっせんの結果につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 それでは、質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に、議案第4号、令和6年度 第6次 農用地 利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集14ページをお開き願います。

「議案第4号、令和6年度 第6次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、15ページに記載のとおり、「令和6年度、第6次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、16ページ及び17ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、18ページから21ページをご覧ください。

それでは、議案集16ページをご覧ください。

1-1. 集積計画一括方式による利用権設定、賃借権でございます。

契約期間10年のものが、15, 383㎡、田8筆2件、8, 602㎡、畑5筆1件、6, 781㎡で、詳細は18ページでございます。

内訳につきましては、新規設定が6, 781㎡で、畑5筆1件、再設定が8, 602㎡で、田8筆2件でございます。

続きまして、1-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集19ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、

1-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集17ページでございます。

続きまして、2. 所有権移転でございます。5件ございました。

詳細につきましては、議案集20ページ及び21ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

1番、譲受人である野馬込の法人が、香取郡神崎町にお住まいの譲渡人が所有する、小浮の田7筆及び畑2筆、合計8, 035㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年10月15日でございます。

2番、北羽鳥にお住まいの譲受人が、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、南部の田1筆、1, 021㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年10月15日でございます。

3番、佐野にお住まいの譲受人が、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、南部の田10筆、合計9, 136㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和6年10月15日でございます。

4 番、佐野にお住まいの譲受人が、佐倉市にお住まいの譲渡人が所有する、南部の田 1 2 筆、合計 8, 2 3 9 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和 6 年 1 0 月 1 5 日でございます。

5 番、西大須賀にお住まいの譲受人が、同じく西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の田 1 筆、1, 0 2 1 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和 6 年 1 0 月 1 5 日でございます。

以上で、「議案第 4 号、令和 6 年度 第 6 次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第 4 号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第 4 号、令和 6 年度 第 6 次 農用地 利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第 4 号、令和 6 年度 第 6 次農用地 利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第 4 号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第 5 号 農用地 利用集積等 促進計画案(令和 6 年 8 月)については、農業員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、小川委員、藤崎委員の両名は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(小川、藤崎 委員 退室)

○議長 それでは、議案第 5 号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和 6 年 8 月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 2 2 ページでございます。

「議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 6 年 8 月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、23ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、25ページ及び26ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、27ページから38ページをご覧ください。

それでは、議案集25ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は107,146㎡、田106筆22件、92,262㎡、畑5筆3件、14,884㎡で、詳細につきましては、議案集27ページから31ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。内訳につきましては、新規設定が、契約面積25,270㎡、田26筆8件、22,299㎡、畑2筆2件、2,971㎡、再設定が、契約面積81,876㎡、田80筆14件、69,963㎡、畑3筆1件、11,913㎡でございます。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集32ページから36ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

議案集26ページをご覧ください。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は22,570㎡、田23筆13件で、詳細につきましては、議案集37ページから38ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（森川 小委員長の挙手あり）

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(小川、藤崎 委員 入室)

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集39ページをお開き願います。

「報告第1号、専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集40ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。14件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集45ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集46ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集47ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。5条で4件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、「報告第1号、専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。
以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集48ページをご覧ください。

「報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。
4件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意
解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いた
しました。

以上で、「報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わら
せていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質
問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題としま
す。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集51ページをご覧ください。

「報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。3件の届出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出が2件ございました。これは、2a未満の農業用施設用地への転用になります。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集52ページでございます。

②農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土処理が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、「報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問をお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集53ページをご覧ください。

「報告第5号、農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より5件、成田出張所より2件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で、「報告第5号、農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第14回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時 5分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年8月8日

議事録署名人
